

「(仮称)春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き」の概略について

1 策定趣旨

本市のいじめ防止対策は、平成29年2月に策定した「春日井市いじめ防止基本方針」に基づき取り組むことになるが、いじめ重大事態が発生した場合、その対処には法律等に則した適切かつ迅速な調査による真相究明や再発防止の策定に努めるとともに、いじめを受けた被害児童生徒及び保護者の心に寄り添った誠実な対応が必要となる。このため、重大事態の調査等に対する詳細な手引きが必要不可欠となることから本マニュアルを策定するもの。

2 参考文書（参考順）

- (1) 春日井市いじめ防止基本方針（平成29年2月）
- (2) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）
- (3) 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月 文部科学省）

3 策定方法

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を基本に文言等の整理を図るとともに、「本市いじめ防止基本方針」と整合を図った。また、重大事態の発生時に実践的な手引きとして機能するために、調査等の内容をより具体的に掲載することが適切と判断したことから、国の策定した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」から内容を補完し、全体の最適化を行う形式で策定した。

4 手引き各章の概要

第1章 重大事態発生時の基本的留意事項

重大事態発生時における被害児童生徒・保護者対応について、教育委員会及び学校の姿勢、及び留意事項等を掲載。

第2章 重大事態の把握

本市いじめ防止基本方針に規定の重大事態の定義を再掲するとともに、認定主体等を掲載。

第3章 重大事態の発生報告

重大事態発生時の教育委員会及び学校の速やかな報告、愛知県教育委員会

からの支援の判断等を掲載。

第4章 調査の構成

重大事態に関する調査委について、基本調査と詳細調査から構成することとし、各調査の具体的な定義について掲載

第5章 調査組織の設置

調査を実施する主体、及び調査組織について規定するとともに、構成員及び役割等について掲載。

第6章 被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明等

調査実施にあたり、被害児童生徒・保護者へ行う説明についての注意事項、及び説明すべき各項目の詳細等について掲載。

第7章 調査の実施

基本調査から詳細調査への移行の判断、調査過程における各段階の具体的な手順、情報整理、分析、再発防止策の検討、報告書の作成、及び記録の保存等について掲載。

第8章 調査結果の説明・公表

調査結果の報告、被害児童生徒・保護者への説明、及び調査結果の公表等における留意事項等を掲載。

第9章 調査結果に基づく対応

再発防止策の検討、実施、及び教職員の処分等における留意事項について掲載。

第10章 継続的な児童生徒への支援等

重大事態発生から被害児童生徒・保護者等の心身の状況に応じた継続的な支援、及び加害児童生徒への指導等における留意事項等について掲載。

第11章 市長による再調査

新事実の判明や、調査が不十分である等、市長が再調査を行う状況、再調査の調査組織の決定、及び議会への報告等の具体的手順等について掲載。

別紙 重大事態発生の調査等に関するフロー

本手引きに掲載された各章の手順を補完するための図解。

5 他市の状況

県内の人口10万人以上の13市に調査を実施した結果は次のとおり。

項目	自治体数	備考
いじめ防止基本方針の策定	13市	全市策定済み

いじめ防止基本方針以外に重大事態に関する独自の手引き等の策定	0市	未策定の理由：いじめ防止基本方針に重大事態の項目を掲載しているため
いじめ防止基本方針以外にその他独自の手引き等の策定	2市	自殺発生時の緊急対応マニュアルを独自に策定

※ 調査内容の詳細は、別紙「いじめ重大事態発生時の対応等に関する調査結果一覧」を参照

6 本市が策定する手引きの特徴

(1) 調査を「基本調査」と「詳細調査」により構成

迅速かつ実効性の高い調査を実施するため、事実関係及び文書情報等の収集・整理を行う「基本調査」と、基本調査の結果を踏まえ、専門性・公平性・中立性を担保した調査組織により行う「詳細調査」の構成とした。

(2) 支援チームの編成

指導主事・スクールソーシャルワーカー・事務職員等による支援チームを編成し、「基本調査」と「詳細調査」の支援を行うことで、迅速かつ確実な調査を実施する。

7 策定までの手順

本手引きを教育員会で精査し、意見を取り入れたものを骨子とする。いじめ問題対策委員会の議題として各委員の意見を聴取し、最適化したものを完成版として令和3年度より運用開始する。

No.		1	2	3	4	5	6	7
自治体名		春日井市	豊田市	岡崎市	一宮市	豊橋市	安城市	豊川市
R2.6.1人口		306,820	424,670	386,128	379,310	372,697	189,174	184,078
1 小中学校数	小学校	38校	75校	47校	42校	52校	21校	26校
	中学校	16校	28校	20校	19校	22校	8校	10校
2 いじめ防止基本方針の策定状況		策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み
3 学校いじめ防止基本方針の策定状況		策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み
4 3が「策定済み」の対象校数	小学校	38校	75校	47校	42校	52校	21校	26校
	中学校	16校	28校	20校	19校	22校	8校	10校
5 いじめ重大事態発生時の対応に関する専用の手引き・マニュアル等の策定状況		未策定	未策定	未策定	未策定	未策定	策定済み	未策定
6 5が「策定済み」の策定(予定)年月日							R2.4.1	
7 5が「未策定」の理由		いじめ防止基本方針に「重大事態への対処」の記載があるため。			一宮市いじめ防止基本方針内に「重大事態への対処」が明記してあるため。文部科学省より「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が出ているため。	いじめ防止基本方針に「重大事態への対処」の記載があるため。今後、いじめ防止基本方針の改訂を考えており、「重大事態への対処」の内容を詳しく示すか、専用の手引きを策定するかは検討する予定である。	※特記事項 附属資料として、子どもの自殺発生時、及びいじめ重大事態の緊急対応フロー図等を策定	
8 いじめ重大事態発生時の調査組織の設置状況	市教委	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)
	学校	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み	未設置	未設置	未設置
9 8が「未設置」の調査組織の設置方法				※8について補足 本市では、全小中学校に「いじめ、不登校対策委員会」が4月に設置される。万一、重大事態が発生し、学校で調査をするとなった場合、その委員会が調査組織となっていくためこのように回答しました。				重大事態発生時に、市教委が調査の主体を「学校」にするのか「市教委」とするのかを判断する。学校が主体の場合は、市教委が指導、支援を行い、学校の下に調査組織を設置する。
10 市長が再調査を行う調査組織(附属機関)の設置状況		未設置	未設置	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	未設置
11 10が「未設置」の場合の再調査組織の設置方法		必要に応じて設置するため、附属機関以外の調査組織を内規で規定する等、様々な方法を検討中	必要に応じて設置					法第30条2項の規定により、必要に応じて再調査を行う。

No.		8	9	10	11	12	13	14
自治体名		西尾市	刈谷市	小牧市	稲沢市	瀬戸市	半田市	東海市
R2.6.1人口		169,553	153,877	148,548	135,077	127,519	118,095	113,637
1 小中学校数	小学校	25校	15校	16校	23校	17校	14校	12校
	中学校	9校	6校	9校	9校	8校	6校	6校
2 いじめ防止基本方針の策定状況		策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み
3 学校いじめ防止基本方針の策定状況		策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み	策定済み
4 3が「策定済み」の対象校数	小学校	25校	15校	16校	23校	17校	14校	12校
	中学校	9校	6校	9校	9校	8校	6校	6校
5 いじめ重大事態発生時の対応に関する専用の手引き・マニュアル等の策定状況		未策定	未策定	策定済み	未策定	未策定	未策定	未策定
6 5が「策定済み」の策定(予定)年月日				H30.1.31				
7 5が「未策定」の理由			今後作成について検討予定	※特記事項 子どもの自殺が起きた時の緊急対応マニュアルを策定(重大事態の手引きは未策定)		文科省が平成29年3月に示したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに従うため。	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29文科省)、半田市いじめ防止基本方針に則って対応するため。	
8 いじめ重大事態発生時の調査組織の設置状況	市教委	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	未設置	設置済み(附属機関)
	学校	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み	未設置	設置済み
9 8が「未設置」の調査組織の設置方法							「半田市いじめ問題専門委員会及び半田市いじめ問題調査委員会条例」に従い、職能団体等の推薦により委員を選定・任命して設置する。	
10 市長が再調査を行う調査組織(附属機関)の設置状況		設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	設置済み(附属機関)	未設置	未設置	設置済み(附属機関)
11 10が「未設置」の場合の再調査組織の設置方法						附属機関以外の調査組織を内規で規定する等、様々な方法を検討中	「半田市いじめ問題専門委員会及び半田市いじめ問題調査委員会条例」に従い、職能団体等の推薦により委員を選定・任命して設置する。	